

令和6年度 保育施設入所のしおり



子育て支援キャラクター
なとりーな

名取市健康福祉部こども支援課

〒981-1292 名取市増田字柳田 80 番地

TEL 022-724-7181 (保育係)

令和5年10月1日現在

はじめに

保育施設は、保護者が仕事や病気その他の理由で日中家庭での保育ができない場合に、保護者に代わって保育することを目的として設置された施設です。

令和6年4月1日時点名取市内においての認可の保育施設は、認可保育所（保育園）9か所（公立4か所、私立5か所）、地域型保育施設12か所（小規模保育施設8か所、家庭的保育施設1か所、事業所内保育施設3か所）、認定こども園7か所（私立7か所）の合計28か所となる予定です。

このしおりでは、保育施設の基本的なことについて記載をしています。

市内の認可保育所、地域型保育施設、認定こども園では、それぞれの施設における保育理念をもとに保育を行っております。市では、保護者の皆様と各施設が互いに協力しあいながら、お子さんの健やかな成長を願い、より良い発達を促す努力をしていきたいと考えています。

も く じ

1	保育施設に入所申請をするには	P.2
2	支給認定について	P.2
3	入所申込から入所決定までの流れについて ① 新年度4月1日入所希望での申込の場合（一次調整）	P.4
	入所申込から入所決定までの流れについて ② 新年度4月1日入所希望での申込の場合（二次調整）	P.5
	入所申込から入所決定までの流れについて ③ 新年度途中入所希望での申込の場合（随時調整）	P.6
4	申込に必要な書類について	P.7
5	認可施設一覧について	P.9
6	保育料について（0～2歳児）	P.11
7	副食費（給食費）について（3～5歳児）	P.14
8	特別保育事業について	P.15
9	保育施設について	P.17
10	保育施設でのくらし	P.18
11	その他の施設など	P.25
12	よくある質問 Q&A	P.26
	参考資料 ・ 保育期間早見表（令和6年度）	

1 保育施設に入所申請をするには

名取市の保育施設に申請できるのは、生後2ヶ月から就学前までの児童で、次の2つに該当する場合となります。

■ 名取市に在住している

名取市に住民登録している

※名取市に転入予定である方も申請は可能です。

■ 保育の必要性の認定「支給認定」を受けている

保育施設に入所するには、保育の必要性の認定「支給認定」（2号認定または3号認定）を受けることが必要です。

保護者が仕事や病気など「保育を必要とする事由」により、家庭での保育が困難な場合、施設での保育が必要なお子さんとして「支給認定」を行います。幼児教育や集団生活に慣れさせる目的では保育の対象とはなりません。

2 支給認定について

保育施設や幼稚園（新制度園）などの利用を希望される場合、入所・入園の決定とは別に、保護者の就労状況等をもとに次の3つの区分により、利用のための認定（支給認定）を受けることが必要です。

■ 3つの認定区分

	対 象	主な利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園での教育を希望する場合	幼稚園（新制度園） 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育施設での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育施設での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育施設

※2号・3号認定には、保育を必要とする時間によって、さらに「保育標準時間（11時間まで）」または「保育短時間（8時間まで）」の2つの区分により認定します。

■保育の必要性（2号・3号）の認定

名取市内に住所があり、保護者が以下のいずれかの事由に該当すること

	保育を必要とする事由		保育時間	認定期間
1	就労 ^{※1}	月120時間以上の就労 ^{※2}	標準 ^{※4}	卒園まで (期間雇用で更新無の場合は当該有効期間まで)
		月64時間～120時間未満の就労 ^{※2} 就労又は通勤の時間帯が施設の定める保育短時間の時間帯を常態的に超えている場合は、保育標準時間で認定 ^{※3}	短	
2	妊娠、出産	入院等が必要な妊娠 産前・産後8週間	標準 ^{※4}	産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
3	保護者の疾病・障害	入院、通院、自宅療養、障害などで保育が困難と診断	標準短	卒園まで (診断書等に有効期間がある場合、当該有効期間まで)
4	同居親族の介護・看護	同居又は長期入院・入院している親族の常時の介護、看護	標準短	卒園まで (診断書等に有効期間がある場合、当該有効期間まで)
5	災害復旧	災害復旧作業により保育が困難	標準 ^{※4}	卒園まで
6	求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的にしている	短	効力発生日から90日を経過する日の属する月の末日まで
7	就学	学校等に在学又は職業訓練校等における職業訓練を受けている	標準短	卒業予定日の属する月の末日まで
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	標準 ^{※4}	卒園まで
9	育児休業 (既に入所している児童のみ)	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて職場復帰のために継続利用が必要である場合	短	4・5歳児 卒園まで 0～3歳児 育休取得に係る子の1歳の誕生日の前日まで (待機となった場合、2歳まで延長可)

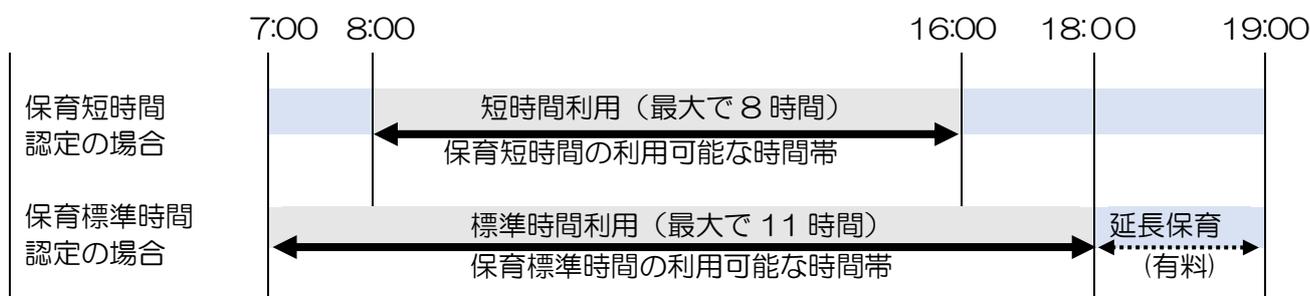
※1 育児休業期間中に慣らし保育を行う場合についても就労での認定となりますが、有効期間開始日の2ヶ月後までに復職していただきます。

※2 就労については、居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含みます。

※3 送迎の時間も含めて保育時間を確認します。

※4 保護者が希望する場合、短時間の認定も可。

■保育の必要量（保育時間）の区分



※上記は公立保育所の場合の一例です。施設により開所時間(標準時間、短時間)が異なりますので、P9・P10をご確認ください。

※保育を必要とする事由・必要量が父母でそれぞれ異なる場合、保育時間は低い方に合わせます。

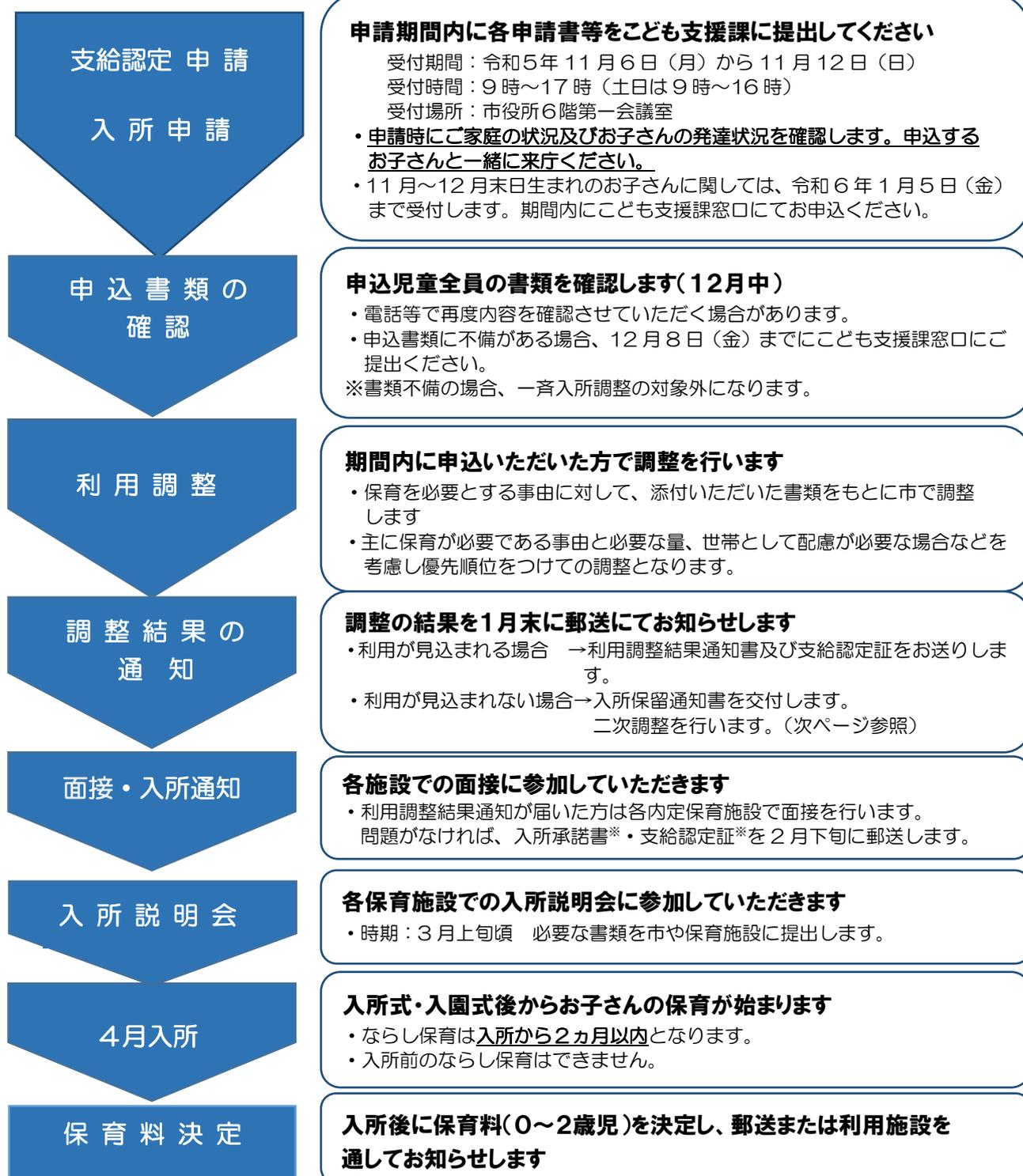
3 入所申込から入所決定までの流れについて

新年度 4 月 1 日入所申込と年度途中入所申込とでは、手続きの時期や流れに違いがあります。



① 新年度 4 月 1 日入所希望での申込の場合

一次調整



※転入予定で申請の方は、転入確認後にお送りします。



② 新年度 4 月 1 日入所希望での申込の場合

二次調整



支給認定申請・入所申請から、保育料決定までの流れは一時調整と同様になります。

一次調整申込期間終了以降(令和 5 年 11 月 13 日(月)から令和 6 年 2 月 2 日(金)迄)に申込のあった方で、**一次調整後の空きのある枠に対し、二次調整を行います。**

受付：平日 9 時～17 時 こども支援課窓口



一次調整で入所が保留となった方は、自動的に二次調整の対象となります。
希望施設の変更や追加は 2 月 2 日(金)迄に、こども支援課までご連絡ください。

二次調整対象申込児童の書類を確認します

- ・受付後、電話等で再度内容を確認させていただく場合があります。
 - ・期間内に申込書類等が全て整っている方が対象となります。
- ※書類不備等がある方は調整対象外になります。

二次調整の結果を 2 月下旬に郵送にてお知らせします

二次調整対象者に対し、全員に結果及び支給認定証を郵送します。
二次調整の結果発送以降、保育所に空きが出た場合は、4 月 1 日入所に間に合う時期(3 月中旬頃)まで随時調整を行います。入所可能な見込みがある場合、電話にてご連絡します。

各施設での内定面接に参加していただきます

- ・入所内定の方は各内定保育施設で面接を行います。問題がなければ、その後入所承諾書を 3 月下旬に郵送します。

各保育施設での入所説明会に参加していただきます

- ・3 月上旬～中旬に開催される、各施設での入所説明会に参加していただきますが、二次調整の場合、結果の時期により、説明会の日程に間に合わない場合が想定されます。その際は、個別に各施設で説明を受けていただくようになります。
- ・必要な書類を市や保育施設に提出します。

入所式・入園式後からお子さんの保育が始まります

- ・ならし保育は入所から 2 ヶ月以内となります。
- ・入所前のならし保育はできません。

入所後に保育料(0～2 歳児)を決定し、郵送または利用施設を通してお知らせします

二次調整が保留の場合、
いただいた申込書類は
令和 6 年度中の
随時の入所調整の対象
としてお預かりします。



③ 新年度 途中入所希望での申込の場合

随時調整



支給認定 申請
入所 申請

入所希望月の前々月の末日までに
各申請書等をこども支援課に提出してください

例：9月1日入所希望の場合⇒7月末日まで提出

※支給認定は、各月1日からの認定になります。

申請時にご家庭の状況及びお子様の様子を確認します。お子さんと一緒にこども支援課窓口に来庁ください。

利用 調整

申込いただいている方で利用調整を行います

- ・希望施設に空きが出た場合、入所に向けて調整を行います。
- ・保育が必要である事由に対して添付いただいた書類をもとに調整します。申請内容に変更事項が発生した場合は必ずご連絡ください。

入所案内の
調整がついた
場合

発達状況を保育施設にて確認します

- ・保育施設と日程を調整し、施設にて面接を行います。当日はお子さんと一緒に保育施設にて確認を行います。
- ・申込内容に変更等がない場合、そのまま入所に向けての説明になる場合もあります。

入所 保留
の
場合

保育所入所保留通知を郵送します(保留通知が必要な方は、申請時にお申し出ください。)

- ・入所の申込に関しては申込年度いっぱい有効となり、希望施設で空きが出た場合の調整対象となります。
- ・入所可能な見込みとなった場合、こども支援課より電話にてご連絡いたします。

入 所

保育料 決定



4 申込に必要な書類について

申込児童 1 名ごとに 1 部ずつ必要となります。必要書類をそろえてお申込みください。書類不備により受付できない場合があります。

■申請時に必ず提出が必要な書類

① 支給認定申請書 兼 認可保育施設利用申込書																		
② 児童の健康状況申告書 ※障害や発達に遅れなど、特別な配慮を要する事情が認められる場合、別途面接や、さぼーとぶらす保育事業（P15）の申請が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。																		
③ 認可保育施設入所に関する留意事項の確認書																		
④ 支給認定に係る個人番号（マイナンバー）申告書 ※兄弟同時申込の場合は 1 枚の提出で構いません。																		
⑤ 保育の必要性・優先度を確認する書類 父母、60 歳未満の同居の祖父母や親族について、提出願います。 <ul style="list-style-type: none"> 60 歳未満同居祖父母等の書類は任意ですが、提出がない場合、優先度が下がります。 申込が兄弟同時で複数の場合、1 部を用意し、コピー添付可です。 ★印の付いている書類は申込書一式に含まれない補助書類になります。 該当する方はこども支援課窓口又は市ホームページから取得してください。 証明書等の日付は一斉申込受付の場合 10 月以降、それ以外は申込日より、概ね 1 ヶ月以内の日付の書類をご提出ください。 兄弟が放課後児童クラブに申し込む場合、保育所入所申込の書類の写しを提出していただくことは可能です。予め写しを準備しておくようお願いします。 <table border="1" data-bbox="260 1061 1477 1695"> <thead> <tr> <th>保育を必要とする事由</th> <th>必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 (自営業の場合に追加する書類) 自営業者の就労状況申告書 ★ 自営の証明書類の写し(確定申告書・営業許可証・開業届等) </td> </tr> <tr> <td>妊娠・出産</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 母子手帳の写し(表紙と出産予定日がわかる部分) </td> </tr> <tr> <td>保護者の疾病・障害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 傷病・障害状況申告書 ★ 診断書・障害者手帳の写し </td> </tr> <tr> <td>同居親族の介護・看護</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 介護(看護)状況申告書 ★ 診断書・障害者手帳・療育手帳の写し </td> </tr> <tr> <td>災害復旧</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害復旧にあたっていることが分かる書類 </td> </tr> <tr> <td>求職活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 求職活動状況申告書 ★ </td> </tr> <tr> <td>就学</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> カリキュラムがわかる書類の写し 在学証明書 ★ </td> </tr> <tr> <td>虐待・DV</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市が必要と認める書類 </td> </tr> </tbody> </table>	保育を必要とする事由	必要書類	就労	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 (自営業の場合に追加する書類) 自営業者の就労状況申告書 ★ 自営の証明書類の写し(確定申告書・営業許可証・開業届等) 	妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳の写し(表紙と出産予定日がわかる部分) 	保護者の疾病・障害	<ul style="list-style-type: none"> 傷病・障害状況申告書 ★ 診断書・障害者手帳の写し 	同居親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> 介護(看護)状況申告書 ★ 診断書・障害者手帳・療育手帳の写し 	災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧にあたっていることが分かる書類 	求職活動	<ul style="list-style-type: none"> 求職活動状況申告書 ★ 	就学	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムがわかる書類の写し 在学証明書 ★ 	虐待・DV	<ul style="list-style-type: none"> 市が必要と認める書類
保育を必要とする事由	必要書類																	
就労	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 (自営業の場合に追加する書類) 自営業者の就労状況申告書 ★ 自営の証明書類の写し(確定申告書・営業許可証・開業届等) 																	
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳の写し(表紙と出産予定日がわかる部分) 																	
保護者の疾病・障害	<ul style="list-style-type: none"> 傷病・障害状況申告書 ★ 診断書・障害者手帳の写し 																	
同居親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> 介護(看護)状況申告書 ★ 診断書・障害者手帳・療育手帳の写し 																	
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧にあたっていることが分かる書類 																	
求職活動	<ul style="list-style-type: none"> 求職活動状況申告書 ★ 																	
就学	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムがわかる書類の写し 在学証明書 ★ 																	
虐待・DV	<ul style="list-style-type: none"> 市が必要と認める書類 																	
⑥ 転入予定での申込の場合 (※該当する場合のみ) 「転入に関する申立書」及び賃貸借・売買契約書等の書類の写し、祖父母の実家にて同居の場合は「転入に関する申立書」「同居に関する申立書」を提出してください。																		

■申込時に下記に当てはまる方は、入所後に、別途書類が必要となります。

1	就労内定の方	就労開始後に再度「就労証明書」の提出が必要です。
2	求職活動中の方	就労決定や内定をした場合、「就労証明書」を提出してください。
3	育児休業中の方	有効期間の開始日より 2 ヶ月後までに復職となります。復職後に再度「就労証明書」の提出が必要です。 申込みに添付された証明書をもとに入所調整を行います。 育児のための短時間勤務制度を利用する予定など、復帰後の就労時間に変更がある場合は、その時間での入所調整となります。入所の調整を公平に行うために、就労時間を入所決定後に変更することのないようにしてください。

■認可保育施設入所に係る留意事項について

以下、申し込みの際に提出いただくものと同様になります。

留意事項	
1	保育施設は、保護者が仕事や病気その他の理由で家庭での保育ができない場合に、保護者に代わって保育をすることを目的として設置された児童福祉法による施設です。仕事が休み等で保育を必要とする事由がない日は、原則家庭での保育となります。 ※保育を必要とする事由以外で施設を利用する場合は、施設に必ず連絡をお願いします。
2	保育を実施する時間は、支給認定の保育時間の区分（標準時間・短時間）及び各施設が定める標準時間・短時間の設定時間の範囲内で、保育を必要とする事由に対し、添付していただいた各証明書等に記載された「保育を必要とする時間」（就労であれば、勤務就労証明書に記載された勤務時間となります）＋「送迎（通勤）時間」です。予め施設と確認のうえ、適正に利用いただくようお願いします。
3	支給認定・入所手続きに必要な書類は、後日提出となるものも含め、期日までに提出してください。また、支給認定期間中、年に1度、支給認定要件に適合しているかを確認するため、継続入所のための現況届をご提出いただきますが、書類の提出がない場合は、支給認定が取消しとなり、入所（継続）ができなくなることがあります。
4	提出書類の内容に虚偽があった場合や、申告内容に変更を生じたがその連絡がなかった等の場合は、認定、利用内定、入所承諾、利用者負担額の決定を取消、退所していただくことがあります。
5	申請児童の健康・発達状況等の確認のため、必要に応じて関係機関に対し情報を提供する又は情報の提供を求める場合があります。また、障害や発達の遅れなど、保育実施にあたって特別な配慮を要する事情が認められる場合、別途面接や、さぼとぶらす保育の申請を求める場合があります。 上記求めに応じない場合や、障害や発達の遅れが重度である場合、また、事前の申し出なく、内定後に施設における面談において、保育士の加配が必要であることが判明した場合、入所承諾とならない場合があります。
6	求職活動や、妊娠出産等を事由に認定を受ける場合、支給認定期間が制限されます。認定期間後も継続して保育施設等の利用を希望する場合は、期間満了前に保育を必要とすることが確認できる書類を提出してください。認定を継続する事由がない場合、退所となります。
7	申込み後又は入所中に、住所、氏名、家族構成及び保育を必要とする事由等に変更があった場合は、速やかに「支給認定変更申請書」「変更事項を証明する書類」を施設等に提出してください。 各種変更は、利用の優先度や保育料に影響を及ぼす場合があります。提出が遅れた場合や、後日発覚した場合には、内定等の取消や、保育料が遡って変更となることがあります。
8	利用者負担額（保育料）は入所児童の保護者の税額により算定します。税額は基本的に父母2名の合算額になりますが、父母の年収が120万円未満の場合のみ、同居する祖父母等扶養義務者の方から、家計の主宰者と判断される1名の課税額を合計します。この場合、世帯分離しているかどうかにかかわらず算定の対象となりますので、支給認定申請書兼認可保育施設利用申込書の世帯の状況欄への記載漏れがないか再度確認してください。
9	公立保育所の場合、保育料・副食費・延長保育料は原則口座振替により納入していただきます。原則毎月28日の引落としとなりますので、残高不足等にご注意ください。なお、保育料が滞納となった場合、督促状・催告書が送付されるほか、こども支援課職員又は施設職員が自宅訪問や電話による催告を行います。納入が困難となった場合、速やかにご相談ください。※自園徴収となる施設については、施設の指示に従い納入してください。
10	入所当初には、児童が保育施設に慣れるための「ならし保育」があり、短い時間から少しずつ施設に預け、新しい環境に慣れていけるように対応を行っております。ならし保育は可能な範囲で最大2ヵ月以内の期間で行っていただきます。入所日より前にならし保育をする事はできません。
11	退職や引越し等により保育施設を退所することが確定した場合には、「退所届」を退所予定月の10日までに、利用施設を通してこども支援課に提出してください。退所が10日以降に明確になった場合は、すぐに利用施設及びこども支援課に連絡をしてください。 入所申込中の場合でも、入所の必要がなくなった場合には、こども支援課にご連絡ください。
12	提出書類（マイナンバー関係除く）や決定した利用者負担額（保育料）、保育料等の滞納の状況等については、必要に応じて利用予定の保育施設等に対し提供します。
13	利用開始希望日が申請日から約1ヶ月以上後の場合、審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第20条第6項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果の通知を延期する場合があります。

※「就労」による支給認定関係

14	雇用期間がある就労形態の場合は、更新ごとに「勤務・就労証明書」の提出をします。
15	保育施設在籍中に退職した場合、求職活動での支給認定が可能（90日程度）ですので、速やかに支給認定変更申請書を提出願います。変更申請書の提出がない場合や、求職活動での認定期間内に就労先が見つからない場合は退所となります。
16	職場復帰を前提とし、ならし保育を行うために育児休業中に申請・入所となった場合は、有効期間の開始日より2ヵ月後（4/1入所の場合6/1）までに復職していただきます。復職後に再度、復職日の記載がある「就労証明書」の提出が必要ですが、期日までに復職していないことが明らかとなった場合は退所いただきます。

※「育児休業」による支給認定関係

17	入所児童の弟妹のための育児休業を取得する場合、入所児童が保育施設を継続利用出来る期間は原則として1年（育児休業取得に係る児童の誕生日の前日まで）とし、弟妹について認可保育施設の入所申し込みをし、入所保留となった場合のみ、6ヵ月毎、最長で弟妹が2歳になるまで継続利用出来る期間を延長します。
----	--

5 認可施設一覧について

市内認可保育所、地域型保育施設及び認定こども園についてお知らせします。

■認可保育所

施設名	所在地 (電話番号)	利用 定員	乳児	開所時間	標準時間 短時間	延長保育 (標準時間)
増田保育所	増田 1-8-33 (382-2736)	70	6ヶ月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
名取が丘保育所	名取が丘 2-6-1 (384-1853)	110	6ヶ月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
ゆりが丘保育所	ゆりが丘 2-11-1 (386-5188)	90	6ヶ月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
関上保育所	関上西 2-11 (385-0402)	66	6ヶ月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
高館あおぞら保育園	高館熊野堂字五反田 山 1-2(381-2011)	100	2ヶ月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
愛の杜めぐみ保育園	愛の杜 1-2-10 (226-7466)	80	2ヶ月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
手倉田くじら保育園	大手町 2-2-5 (382-1333)	100	2ヶ月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-19:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～土 18:00-19:00
杜せきのしためぐみ 保育園	増田字後島 455 (397-6522)	90	2ヶ月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
スクルドエンジェル 保育園増田園	上余田 886-1 (302-7860)	60	2ヶ月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～土 18:00-19:00

■地域型保育施設

対象児童は0歳児（2ヶ月・3ヶ月・6ヶ月）～2歳児で、小規模保育施設は定員19人の少人数を対象に、家庭的保育施設は定員5人を対象にそれぞれ家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行います。事業所内保育施設は定員19人で、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒にお預かりします。（それぞれ定員設定があります。）

認可保育所の基準に準じた形で運営をしており、保育内容や保育施設の休日および保育料の決定などは原則保育所と同じになります。

【小規模保育施設】

施設名	所在地 (電話番号)	利用 定員	乳児	開所時間	標準時間 短時間	延長保育 (標準時間)
保育ルーム クレヨンkids	増田 4-5-25 (382-6032)	19	2ヶ月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
キッズフィールド 杜せきのした駅前園	杜せきのした 2-6-3 (398-8399)	19	2ヶ月～	月～金 7:30-19:30 土 7:30-19:30	7:30-18:30 8:00-16:00	月～土 18:30-19:30
キッズフィールド みたその園	美田園 5-12-6 (381-4777)	19	2ヶ月～	月～金 7:30-19:30 土 7:30-19:30	7:30-18:30 8:00-16:00	月～土 18:30-19:30
スクルドエンジェル 保育園なとり園	増田 5-3-12 (226-8441)	19	4ヶ月～	月～金 7:30-19:30 土 7:30-19:30	7:30-18:30 8:00-16:00	月～土 18:30-19:30
キンダーナーサリー なとりおひさま保育 園	手倉田字諏訪 669-1 (724-7351)	19	2ヶ月～	月～金 7:30-19:30 土 7:30-19:30	7:30-18:30 8:00-16:00	月～土 18:30-19:30
本郷小規模保育所	本郷字矢口 84 (382-2524)	19	6ヶ月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
ぶらざ保育園 名取駅前	増田 4-7-30 (383-6672)	19	3ヶ月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
キッズフィールド 第2みたその園	美田園 5-3-9 (397-6929)	12	2ヶ月～	月～金 7:30-19:30 土 7:30-19:30	7:30-18:30 8:00-16:00	月～土 18:30-19:30

【家庭的保育施設】

施設名	所在地 (電話番号)	利用 定員	乳児	開所時間	標準時間 短時間	延長保育 (標準時間)
RiverLand くるみ保育園	大手町 5-18-1 (397-6689)	5	6ヶ 月～	月～金 7:15-18:15 土 7:30-15:30	7:15-18:15 8:00-16:00	-

【事業所内保育施設】

施設名	所在地 (電話番号)	利用 定員	乳児	開所時間	標準時間 短時間	延長保育 (標準時間)
愛の杜保育園	愛の杜 1-2-10 (398-7307)	5 ※2	6ヶ 月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
ヤクルト名取つばめ 保育園	植松字宮島 77 (302-7396)	5 ※2	1歳 児～	月～金 7:30-18:30 土 7:30-18:30	7:30-18:30 8:00-16:00	- ※1
杜せきのした愛の杜 保育園	増田字後島 455 (397-6522)	5 ※2	6ヶ 月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00

※1 短時間認定の延長保育を実施しております。詳しくは各施設にお問い合わせください。

※2 事業所内保育事業は地域枠の利用定員を表記しております。

■認定こども園（2号・3号認定利用部分）

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園（1号認定）と保育所（2号・3号認定）の機能及び地域における子育て支援を行う機能を併せ持った施設です。

施設名	所在地 (電話番号)	利用 定員	乳児	開所時間	標準時間 短時間	延長保育 (標準時間)
なとり幼稚園・ なとり保育園	幼：増田 3-8-8 (382-2735) 保：増田 3-7-28 (384-1123)	205	6ヶ 月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-19:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～土 18:00-19:00
なとり第二幼稚園・ なとり第二保育園	幼：手倉田字諏訪 276 (384-1923) 保：手倉田字諏訪 284 (797-4921)	180	6ヶ 月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-19:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～土 18:00-19:00
名取みたそのこども 園	美田園 5-3-5 (784-1020)	100	2ヶ 月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金※1 18:00-19:00
名取あけぼのこども 園	増田 6-1-40 (382-2711)	100	2ヶ 月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金※1 18:00-19:00
名取ひよこ園	美田園 3-25-2 (395-6861)	60	2ヶ 月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
関上わかばこども園	関上西 2-12 (398-9136)	40	6ヶ 月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00
ぶらむ館腰こども園	植松三丁目 2-14 (797-1123)	90	6ヶ 月～	月～金 7:00-19:00 土 7:00-18:00	7:00-18:00 8:00-16:00	月～金 18:00-19:00

※1 短時間認定の延長保育を実施しております。詳しくは各施設にお問い合わせください。

■幼稚園・認定こども園（1号認定利用部分）の申込み・利用について

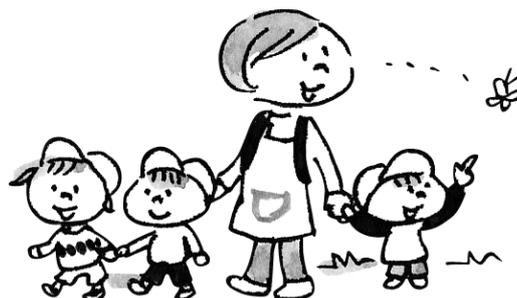
認定こども園又は新制度移行幼稚園（P25）については、1号認定利用部分の定員があり、預かり保育を併用することで、保育施設に近い利用時間を確保することが可能となります。

市内施設は、施設に直接入園申込み、支給認定申請を行うこととなりますので、各施設にお問い合わせください。保育料は無償となりますが、特定負担額（入園料、入園手数料）及び実費徴収金（給食費、バス利用料、制服等）は実費負担となります。

【預かり保育について】

各施設、教育時間の前後等を実施しておりますが、時間や利用料金は施設ごとに設定されておりますので各施設にお問い合わせください。

なお、「保育の必要性の認定」（新2・3号認定）を受けた場合、支給上限額（450円×利用日数）と利用料のいずれか低い方が市から給付されます。（月額上限額は11,300円で、満3歳児クラスの新3号認定の場合は16,300円）。



6 保育料について（0～2歳児）

0歳児から2歳児（住民税非課税世帯除く）までの保育料は、各世帯の市町村民税の課税状況・児童のクラス年齢・保育時間により決定します。

※次ページの「利用者負担額（保育料）基準額表」をご確認ください。

■ 保育料の決定について

- ・保育料は保護者の市町村民税の課税状況で11階層の区分の中で決定します。その際、世帯の市町村民税が非課税であれば、保育料は無償となります。

令和6年4月～令和6年8月分の保育料

令和5年度の市町村民税により決定

令和6年9月～令和7年3月分の保育料

令和6年度の市町村民税により決定

- ・市町村民税決定後、毎年年度の途中（9月）に保育料の年度切換え決定を行うため、保育料額が変わる場合があります。
- ・保育料を決定する際の市町村民税の額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除等を差し引く前の金額となります。
- ・保育料は月額制です。出席日数にかかわらず在籍していれば月額保育料がかかります。ただし、月の途中で入退所した場合は在籍日数による日額保育料となります。
- ・保育を必要とする時間により「保育標準時間」「保育短時間」の保育料となります。

⇒ご家庭の状況で保育の必要量が変更になる場合は、保育施設を通じて変更申請をしてください。申請を受けた翌月から保育料を変更します。

※同居の祖父母など、父母以外が家計の主権者と判断される場合には、その方の課税額を合計する場合があります。（世帯分離している場合でも算定の対象となります。）

※世帯状況の変更に伴い、年度の途中で保育料が変わることがあります。

■ 保育料の納入について（0～2歳児）

- ・保育所の保育料は、原則口座振替による納入をお願いいたします。

<p>口座振替による納入</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="220 1473 316 1816"> <p>取扱金融機関</p> </td> <td data-bbox="331 1473 596 1816"> <p>七十七銀行 仙台銀行 JA名取岩沼 東邦銀行 宮城第一信用金庫 仙南信用金庫 荘内銀行 ゆうちょ銀行 ※申請書別様式</p> </td> </tr> </table>	<p>取扱金融機関</p>	<p>七十七銀行 仙台銀行 JA名取岩沼 東邦銀行 宮城第一信用金庫 仙南信用金庫 荘内銀行 ゆうちょ銀行 ※申請書別様式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の手続きは、Web 口座振替受付サービスから申込みいただくか、各保育所またはこども支援課窓口で申請書をお渡ししますので必要事項をご記入いただき、取扱金融機関で直接手続きを行ってください。 ・手続き完了までは納入通知書での納入となります。 ・引落とし日は毎月28日です。28日が休業日の場合は翌銀行営業日となります。 ・3歳未満児の兄弟姉妹入所中のお子さんが口座振替の場合、今回入所するお子さんの保育料も自動的に口座振替となりますので手続きは不要です。 ※公立保育所は、保育料(0～2歳児)と副食費(3～5歳児)について、それぞれ口座振替の手続きが必要となりますのでご注意ください。 ・残高不足等により振替ができない場合は、納入通知書での納付となります。
<p>取扱金融機関</p>	<p>七十七銀行 仙台銀行 JA名取岩沼 東邦銀行 宮城第一信用金庫 仙南信用金庫 荘内銀行 ゆうちょ銀行 ※申請書別様式</p>		
<p>納入通知書による納入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書は、納期限までに（毎月末日）取扱金融機関もしくはこども支援課窓口での納入となります。 		

- ・認定こども園、小規模保育施設（本郷小規模保育所除く）、家庭的保育施設、事業所内保育施設をご利用の方は、直接、施設へ保育料を納入いただきます。

■利用者負担額（保育料）基準額表

1の表

令和5年10月1日現在

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料月額	
			3歳未満児の場合	
階層区分	定義	(世帯の) 市民税所得割額	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	-	0円	0円
第2	第1階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ)の市町村民税非課税世帯	-	0円	0円
第3	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯及び所得割課税世帯であつて、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	15,000円 (7,500円) [0円]	14,800円 (7,400円) [0円]
第4A	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、所得割課税世帯であつて、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円以上 57,700円未満	25,000円 (12,500円) [0円]	24,700円 (12,350円) [0円]
第4B		57,700円以上 73,000円未満	25,000円 (12,500円) [0円]	24,700円 (12,350円) [0円]
第5A		73,000円以上 77,101円未満	30,000円 (15,000円) [0円]	29,600円 (14,800円) [0円]
第5B		77,101円以上 97,000円未満	30,000円 (15,000円) [0円]	29,600円 (14,800円) [0円]
第6		97,000円以上 133,000円未満	38,000円 (19,000円) [0円]	37,500円 (18,750円) [0円]
第7		133,000円以上 169,000円未満	44,500円 (22,250円) [0円]	43,900円 (21,950円) [0円]
第8		169,000円以上 235,000円未満	50,000円 (25,000円) [0円]	49,400円 (24,700円) [0円]
第9		235,000円以上 301,000円未満	55,000円 (27,500円) [0円]	54,300円 (27,150円) [0円]
第10		301,000円以上 397,000円未満	60,000円 (30,000円) [0円]	59,200円 (29,600円) [0円]
第11		397,000円以上	78,000円 (39,000円) [0円]	77,000円 (38,500円) [0円]

()…第2子の保育料 []…第3子以降の保育料

<多子軽減について>

- ・第4階層B～第11階層に該当する世帯について、保護者と同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用(以下「保育所等を利用等」という。)している場合において、上の子から数えて第2子については半額で1の表の()内の保育料、第3子以降については無料とする。
- ・第3階層～第4階層Aに該当する世帯について、保護者と生計が同一の子等であれば、保育所等の利用等または年齢に関わらず上の子から数えて第2子については半額で1の表の()内の保育料、第3子以降については無料とする。

<要保護世帯等の保育料>

- ・児童が属する世帯が要保護世帯等(母子世帯等並びに、在宅障害児(者)のいる世帯(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金の受給者のいる世帯)、その他保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)の場合、第3階層～第5階層Aに該当する世帯について、保護者と生計が同一の子等であれば、保育所等の利用または年齢に関わらず上の子から数えて第1子については2の表に掲げる保育料、第2子以降については無料とする。

2の表

階層区分	保育料月額	
	3歳未満児 保育標準時間	3歳未満児 保育短時間
第2階層	0円	0円
第3階層	6,800円	6,700円
第4階層A・B	7,500円	7,400円
第5階層A	9,000円	8,900円

- ・要保護世帯等であり、第5階層B～第11階層に該当する世帯については保護者と同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等を利用等している場合において、上の子から数えて第2子については半額で1の表の()内の保育料、第3子以降については無料とする。



7 副食費（給食費）について（3～5歳児）

3歳児から5歳児までは保育料は無償となりますが、主食費やおかず・おやつ等の副食費（以下、給食費）は実費負担となります。

■ 給食費の金額について

- ・保育施設により給食費が異なります。金額等については通所する保育施設にご確認ください。



公立保育所は副食費として月 4,500 円お支払いしていただくほか、主食として白飯を持参していただくこととなります。主食代も実費負担で完全給食の保育施設もあります。

- ・なお、以下に該当する方は副食費（おかずやおやつ代）については免除となります。

- ① 利用者負担額基準額表（P12 参照）第1階層～第4階層 A までのお子さん
（要保護世帯については、第1階層から第5階層 A までのお子さん）

※ 市町村民税決定後、毎年年度の途中（9月）に免除対象の年度切り替えを行い、更新するため、対象について変更になる場合があります。

※ 同居の祖父母など、父母以外が家計の主宰者と判断される場合には、その方の課税額を合計する場合があります。（世帯分離している場合でも算定の対象となります。）

※ 世帯状況の変更に伴い、年度の途中で免除対象が変更になる場合があります。

- ② 所得に関わらず保護者と同一世帯で第3子以降のお子さん

※ 算定基準： 保育所（2号認定）は小学校就学前までのお子さんから数える

幼稚園（1号認定）は小学校3年生修了前までのお子さんから数える

- ③ 対象となる方には、通知を出しますので、申請は不要です。

■ 給食費の納入について

・私立保育所・認定こども園の給食費は通園する保育施設に直接納入していただくようになります。

・公立保育所の副食費は、原則口座振替による納入をお願いいたします。手続きについては以下のとおりです。**※0歳児～2歳児の保育料の口座振替と別途手続きが必要です。**

口座振替による納入	
取扱金融機関	七十七銀行 仙台銀行 JA名取岩沼 東邦銀行 宮城第一信用金庫 仙南信用金庫 荘内銀行 ゆうちょ銀行 ※申請書別様式
	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の手続きは、Web 口座振替受付サービスから申込みいただくか、各保育所またはこども支援課窓口で申請書をお渡ししますので必要事項をご記入いただき、取扱金融機関で直接手続きを行ってください。 ・手続き完了までは納入通知書での納入となります。 ・引落とし日は毎月28日です。28日が休業日の場合は翌銀行営業日となります。 ・残高不足等により振替ができない場合は、納入通知書での納付となります。
納入通知書による納入	
	<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書は、納期限までに（毎月末日）取扱金融機関もしくはこども支援課窓口での納入となります。

8 その他保育関係事業について

その他の事業の概要についてお知らせします。

■ さぼーとぷらす保育事業（障害児保育事業）

実施保育所	全ての市内認可保育所及び認定こども園で実施しています。
内 容	原則として、発達の遅れや障害が軽・中程度のもののうち、集団保育が可能であると認められた児童を対象に、健常な児童とともに保育する事業です。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の入所申込みとは別に申請が必要となります。 なお、保育士を加配対応することから、ご希望に添えない場合がございます。 ・ 申請に当たっては、別途医師の診断書や発達検査結果等の提出をお願いします。 ・ お子さんの状況や保育士の配置等により、受入施設において、利用時間を個別に相談させていただく場合があります。

■ 地域子育て支援事業について

実施保育所	高館あおぞら保育園の子育て支援センターを中心に下記内容の支援に取り組んでいます。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児相談 ・ 地域の親子対象の集会等 ・ 情報提供 ・ 園庭開放（公立保育所 3 か所・高館あおぞら保育園） ※愛の杜めぐみ保育園は毎週金曜日のみ実施 ※サークル育成支援、育児講座は子育て支援センター、子育てひろば（市内 6 か所）が中心となって実施しています。
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高館あおぞら保育園子育て支援センター Tel 381-2031 Fax 386-6281 ・ 各保育所 問い合わせは P9～10 参照

■ 病後児保育事業について

病気の回復期にあるお子さんについて、保護者が勤務の都合により保育できない場合や緊急時に困った場合（入通院、家族の看護、出産、冠婚葬祭等）お預かりする事業です。

実施保育所	認定こども園 名取みたそのこども園、愛の杜めぐみ保育園
対象児童	名取市内に住んでいる満1歳以上～小学校6年生までの児童
時 間	8:00 ～ 18:00
利用可能日数	7日間以内
利 用 料	1時間240円（1日2,400円）※別途昼食代300円がかかります。
申し込み先	認定こども園 名取みたそのこども園 Tel 784-1031（病後児保育室直通） Fax 784-1023 愛の杜めぐみ保育園 Tel 080-4518-2623（病後児保育室直通） Fax 226-7465

※認可外保育施設のもりのなかま保育園（Tel 290-1363）においても、病児・病後児保育を実施しております。詳細については施設に直接お問い合わせください。

■一時預かり事業について

緊急時または一時的に家庭での保育が困難な場合に、お子さんをお預かりする事業です。事前に登録が必要となりますので、利用を希望する場合は、下記実施保育施設に直接お問い合わせください。

実施保育施設	名取が丘保育所、高館あおぞら保育園、愛の杜めぐみ保育園（休止中）、認定こども園名取みたそのこども園（休止中）			
対象児童	名取市内に住んでいる満6か月以上の集団での保育が可能な就学前の児童（幼稚園、保育所に入っていないこと）			
利用区分	一時的利用	父母等の病気、入院、看護、出産冠婚葬祭、単発の就労等※育児疲れの解消、リフレッシュ等を目的とした利用も可能です。		
	定期的利用	週3日以内の就労 ※名取みたそのこども園では実施していません。		
利用可能日数	<ul style="list-style-type: none"> 月に12日まで（複数の保育所での登録、利用が可能ですが、月あたりの利用日数上限は合計12日までとなります。） 緊急の理由（保護者の入院等）で利用を希望する場合は、最大1ヵ月以内での継続利用が可能です。 予約状況により利用をお断りする場合があります。 			
利用時間 利用料		3歳未満児	3歳以上児	給食費
	午前利用 7:30~12:45	800円	500円	300円
	午後利用 12:45~18:00	800円	500円	※
	1日利用 7:30~18:00	1,600円	1,000円	300円
	※施設により、利用形態に応じて給食費をいただく場合があります。 ・それぞれの時間内で必要な時間でのご利用となります。 ・午前利用で11:00を過ぎる場合は給食費がかかります。 ・午後利用は昼食を済ませてきてください。 ・3~5歳児（0~2歳児は住民税非課税世帯）で、保育の必要性がある場合は、月37,000円を上限として無償化の対象となります。無償化の対象となるには市の認定が必要となります。詳細はこども支援課にお問い合わせください。			
一時的利用申込	直接施設にお問い合わせ願います。			
定期的利用申込	【新年度】 ・申込受付日（例年2月中旬）より、利用希望施設に直接電話にて申込みしてください。 ・受付後、施設において調整を行い、利用できるかどうか施設より連絡します。 ・利用可能な見込みとなった場合、施設において利用のための面接を行います。 【年度途中】 定期的利用の利用期間は最長で4月~翌年3月末の1年間となるため、年度途中の申込については空きが出た場合の受付となります。各実施施設によって利用状況が異なりますので、利用希望施設にご確認ください。			
申込み先	名取が丘保育所 TEL 384-1853 Fax 384-2061			
申込受付時間 9:00~17:00 ※問い合わせも含めて 時間内をお願いいたします。	高館あおぞら保育園 TEL 381-2011 Fax 386-6281			
	愛の杜めぐみ保育園（休止中） TEL 226-7466 Fax 226-7465			
	認定こども園 名取みたそのこども園（休止中） TEL 784-1020 Fax 784-1023			

9 保育施設について

認可保育施設の概要についてお知らせします。

■入所期間について

家庭で保育ができない理由が保育を必要とする事由に該当する場合は、保育の実施を希望する期間（最長で就学前まで）が入所期間となります。なお、入所中保育の必要性の認定基準に該当するかを確認するため家庭状況調査を実施します。

※病気や介護・看護等の事由により一定期間の認定を受け、引き続き保育を必要とする事由に該当する場合は、変更申請により保育施設の利用期間をさらに延長できる場合があります。

■退所について

主に、以下に該当する場合、退所となります。

- 名取市外に居住することとなった場合（転出した場合）
- 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合
- 支給認定期間が満了となった場合（主に就学となった場合）

※事由が発生次第、利用施設もしくははこども支援課にお早めにお知らせください。

■休日について

日曜日・国民の祝日・12月29日～翌年の1月3日はお休みです。

■ならし保育について

入所したばかりのお子さんは最初から長時間保育になると環境の変化から大きな負担を感じます。保育施設での生活に慣れるように、保護者にご相談しながら少しずつ保育時間を長くすることもあります。

育休期間でのならし保育の入所は最大2か月としております。

■保険について（独立行政法人日本スポーツ振興センターの加入）

安全な保育はもっとも望ましいことですが、保育中または登降所中に災害にあった場合に備えて、加入していただいております。（別の保険加入の施設もあります。）

- 〔 医療費 〕 療育に要した費用（総医療費 5,000 円以上）の 10 分の 4
※子ども医療費助成制度が適用され、医療費の自己負担がない場合は療育に要した費用（総医療費 5,000 円以上）の 10 分の 1
- 〔 障がい 〕 最高 4,000 万円の見舞金給付（令和 5 年度）
- 〔 死亡 〕 最高 3,000 万円の見舞金給付（令和 5 年度）
- 〔 掛け金 〕 公立保育所の場合（令和 5 年度）
年額 365 円（設置者負担額 125 円・保護者負担額 240 円）
※生活保護世帯は保護者負担額 0 円

10 保育施設での暮らし

認可保育施設の具体的な内容についてお知らせします。

■ 1日の暮らし

0・1・2歳児の一日

7:00以降開所

※施設によって開所時間が異なります。



随時登所

自由遊び

9:30

おやつ
クラス活動

※年齢や季節に合わせた
活動をします。

11:00

昼食

12:00

昼寝

※0歳児等で睡眠が必要
なお子さんは、1日
の中で必要に応じて
とります。



15:00

おやつ

16:00

自由遊び
随時降所

18:00・18:15・18:30

延長保育開始
おやつ
遊び

19:00

閉所

※地域型保育施設は一部19:30

3・4・5歳児の一日

7:00以降開所

※施設によって開所時間が異なります。



随時登所

自由遊び

10:00

クラス活動

※年齢や季節に合わせた
活動をします。

11:30

昼食
歯磨き

12:30

昼寝



15:00

おやつ

16:00

自由遊び
随時降所

18:00・18:15・18:30

延長保育開始
おやつ
遊び

19:00

閉所

■ 保育施設の給食



乳幼児期は、健やかな発達と望ましい食習慣の基礎をつくる大切な時期です。栄養士が旬の野菜や果物、魚などを取り入れて食材の持ち味を活かしたうす味の献立を立て、各保育施設での手作り給食を行っています。

年齢に合った食事習慣を身につけるため、給食の内容や食事のとり方などに充分配慮しています。

お友だちと一緒に給食を食べることで偏食や小食が改善されるようになり、みんなで食べることを「楽しい」と感じられる雰囲気づくりを心がけています。

0歳児クラス

- ミルク・離乳食を月齢に合わせて進めていきます。



3歳未満児クラス

- おやつは午前と午後の2回です。
- 昼食はご飯とおかずがあります。



3歳以上児クラス

- より食事に関心を持てるよう、野菜の栽培や収穫、料理の経験もします。
- 食事のマナーや栄養の話を通して、食べ物と自分の体の関係について考えたり、生活リズムの大切さを知らせたりします。
- 昼食は副菜だけになりますので、ご飯を持ってきていただくようになります。おかずをおいしく食べるため、白いご飯にしてください。
※実費負担をいただき、3歳以上児も主食を提供している施設もあります。
- おやつは午後の1回です。

あらかじめ、1か月分の献立表と給食だよりをお渡しします。アレルギーなどで除去食が必要なお子さんは、医師の指示書をお持ち下さい。栄養士等と面談をしながら一人ひとりに合わせた食事を提供していきます。



■ 健康について



お子さんの健康状態については、小さなことでもご家庭と保育施設で連絡をとるようにしましょう。

✿おうちでの登所前のチェック✿

- ★お子さんが、朝起きていつもと様子が違っていたら、まずは必ず検温をしましょう。
（「元気がない」「顔色が悪い」…など）
その様子を保育士に知らせて下さい。その日1日、お子さんの体調の変化を見守ります。
- ★毎朝、家庭で排便できるよう習慣づけましょう。
朝の便の状態（下痢便、消化不良便）により、保育施設でのおやつや昼食に配慮します。

✿保育施設で具合が悪くなら✿

- ★お子さんが保育施設で急に発熱したり、具合が悪くなった時などは連絡します。

✿保育施設での健康診断✿

●嘱託医による内科健診	4月・10月の年2回実施
●嘱託医による歯科健診	4月・10月の年2回実施

- ※ 健診で異常があった時は、早めに治療を受けましょう。
- ※ 途中入所の場合…入所保育施設の嘱託医で随時受診していただきます。
（ただし、認可保育施設で受診済みの場合は必要ありません。）

✿保育施設でのケガについて✿

- ★集団生活の中で、ケガには十分注意して保育をしていますが、すり傷、切り傷、引っかき傷、鼻血、こぶ、かみ傷…などの軽いケガをしてしまうこともありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

✿ 保育施設での薬の取り扱い ✿

- ★保育施設は集団生活なので、くすりの管理や与薬による事故防止に努めています。
- ★本来お子さんの薬は主治医の指示に基づいて保護者が与えるものとなっています。ただし、やむを得ない場合のみ、保護者に所定の「薬の連絡票」に記入して頂き、保育士が代わって与えることとなります。次の「薬の取り扱い注意事項」の内容をご理解のうえ、ご協力下さいますようお願いいたします。

薬の取り扱い注意事項

- ① 主治医に、お子さんが保育施設に通っていることと「保育施設は原則として薬を預からない」ことをお伝えください。
- ② 主治医に、可能であれば1日2回（朝と夜）の服用か、3回の場合は（朝・夕・夜寝る前）の服用でも良いか確認してください。
- ③ 保育施設でお預かりできる薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したものに限り、※市販の薬はお預かりできません。
- ④ 初めて使用する薬については原則、保育施設では対応できません。初回は保護者が与え、お子さんの様子をご確認ください。
- ⑤ 座薬は原則としてお預かりできません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を提出してください。使用にあたっては、その都度保護者に連絡を入れますのでご了承ください。
- ⑥ 慢性の病気（気管支喘息、アトピー性皮膚炎など）は、医師からの具体的な指示書を提出してください。
- ⑦ 薬は「1回分量」のみ「薬の連絡票」と一緒に、保育士に手渡してください。
- ⑧ 必要に応じて「薬剤情報提供書」を見せていただくこともあります。
- ⑨ 薬は専用の袋に入れ、必ずお子さんの名前を記載してください。
- ⑩ 長期にわたって与薬が必要な場合は、主治医の指示書と連絡票とを提出していただきます。

*日本保育園保健協議会に準拠しています。

袋や容器には必ず記名をする。



薬の連絡票

薬の専用袋





保育施設は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが快適に生活できるようになります。

感染症が治癒し登所する際には、『登所・登園届の提出』をお願いします。

登所・登園届は2種類あり、それぞれ保護者記入の書類となりますが、かかりつけの医師の診断にしたがい、子どもの健康回復状態が集団での保育施設生活が可能状態となってから登所してください。お家の方が「症状が軽いから・・・」と判断するのはやめましょう。

1. 「登所・登園届（第二種の感染症用）」の提出が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（乳幼児にあっては、3日を経過するまで）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下線の膨張が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで

■以下の病気につきましては、再登所するにあたり医師のからの意見書が必要となります

※意見書は医師に記入いただく書類のため別途料金が必要となる場合があります。

※施設により対応が異なる場合がありますので、詳しくは入所施設にお問い合わせください。

腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	不定期	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	不定期	医師により感染の恐れがないと認められるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	不定期	医師により感染の恐れがないと認められるまで
結核	不定期	医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで

*学校保健安全法に準拠しています。

2. 「登所・登園届（その他の感染症用）」の提出が必要な感染症（かかりやすい感染症）

病名	感染しやすい期間	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	不定期	解熱し機嫌が良く全身状態がよいこと

*学校保健安全法に準拠しています。

その他注意が必要な感染症等

登所・登園にあたって書類の提出は必要ありませんが、お子さんの状態にご注意ください。

水いぼ（伝染性軟属腫）	不定期	かき壊し傷から液がにじみ出ている時は、ガーゼなどをあてること
とびひ（伝染性膿痂疹）	不定期	皮膚が乾燥しているか、汁が出ている部分をガーゼなどで覆うことができる程度のものであること
アタマジラミ	不定期	頭のかゆみや不快感があるうちは駆除を続けること

お子さんのためにも、医師の診断に従って十分に回復してから登所をお願いします。

■ 家庭で用意するもの

※各施設によって多少違いがあります。

- すべての持ちものに名前をつけましょう。おむつ・靴下・下着類にも必ず記入しましょう。
- 服装は清潔で活動しやすいものにしましょう。

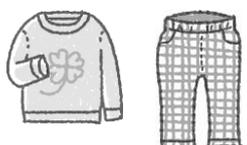
全員が用意するもの

- 上下布団とカバー
- タオルケット
- パジャマ
- パジャマ箱
- 手さげ袋
- 歯ブラシ・歯ブラシ入れ
- コップ・コップ入れ袋
- おしぼり・おしぼり入れ



3歳未満児準備物 (0・1・2歳児)

- おむつ8組以上
(布おむつの方はおむつカバー、ふた付ポリバケツ)
- お尻拭き用ぬれティッシュ
- おむつ交換用バスタオル
- 着替え
- 食事前エプロン



3歳以上児準備物 (3・4・5歳児)

- 着替え
- 通園かばん
- お弁当箱
- お弁当包み
- 箸、箸箱

※ 詳しくは入所決定後、各保育施設の入所説明会や入所してから各担任より説明があります。



11 その他の施設など

名取市内には、幼稚園や認可外保育施設、子育て支援の施設などもあります。利用ご希望の場合は直接お問い合わせ、申込みください。

■新制度移行幼稚園 ※詳しい内容は各施設へお問い合わせください。(P10 下部も参照願います)

施設名	保育年齢	住所	電話番号
ふたば幼稚園	2歳児～ ※	飯野坂5-2-1	382-2039
尚絅学院大学附属幼稚園	満3歳～ ※ (1・2歳児対象事業有)	ゆりが丘4-10-2	381-2270

■認可外保育施設

施設名	保育年齢	住所	電話番号
KID'S ROOM (キッズルーム)	3か月～※一時預かり有	増田字千刈田886-1 アベコーポ102	302-6388
Penguin International School (ペンギンインターナショナルスクール)	2歳～ ※一時預かり有	杜せきのした5-31-11	226-8975

■企業主導型保育施設 (※幼児教育・保育の無償化対象あり)

基本は従業員の方のための施設となりますが、一部地域枠を作った受入も可能となっています。

施設名	保育年齢	住所	電話番号
イオンゆめみらい保育園	生後57日～	杜せきのした5-3-1	724-7251
もりのなかま保育園	3か月～2歳児 ※病時・病後児保育室有	増田3-9-40	290-1363
さくらんキッズ	6か月～2歳児	下余田字鹿島10	281-8740
ペンギンナーサリースクール	6か月～2歳児	美田園6-3-4	796-2875
ひよこのゆめ	2か月～2歳児	美田園3-14-7	796-2771

※ 認可外保育施設、企業主導型保育施設については、幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。原則として施設からは案内されませんので、保護者自身が市に対して手続きをしてください。

■子育て支援センター・子育てひろば

就学前のお子様にご利用できる施設となっています。詳しい内容は各施設へお問い合わせください。

施設名 対象	名称	住所	電話番号
高館あおぞら保育園	子育てサロン 「りんご組」	高館熊野堂字五反田山1-2	381-2031
増田児童センター	子育てひろば 「びよびよハウス in ますだ」	増田3-9-56	381-1305
下増田児童センター	子育てひろば 「びよびよハウス in しもますだ」	美田園7-22-2	724-7978
那智が丘児童センター	子育てひろば 「びよびよハウス in なちがおか」	那智が丘2-1-2	386-2051
本郷小規模保育所	子育てひろば「きらら」	本郷字矢口84	382-2524
名取市子育て支援拠点施設	cocol' ll (ここいる)	杜せきのした5-3-1 イオン モール名取あおばコート3階	281-8172

■地域の子育てを応援します。(子どもの送迎等)

施設名	対象	住所	電話番号	受付時間
名取市ファミリー・サポート・センター	乳幼児 学童	増田3-9-56 (増田児童センター内)	382-4567 070-5328-2518	9:00～ 17:30

基本料金 1時間700円～ 幼児教育・保育の無償化対象となる場合がありますので、詳しくは直接お問い合わせください。

12 よくある質問 Q&A

Q1 3歳の誕生日が来たら、3歳児クラスに入所ができますか？

A 入所を希望する年度の4月1日時点の年齢での利用調整になります。



Q2 保育施設に入れなかった場合、その後の手続きはどうなりますか？

A 申込に関しては年度内有効となります。新年度(4月)の入所を継続して希望される場合は、決められた期間(例年10月~11月)に再度申込が必要となります。
なお、申込時点と申込内容が変わった場合は、その変更に応じた連絡や書類の提出をしてください。優先度が変更になる場合があります。

Q3 保育標準時間認定を受けた場合11時間預かってもらえますか？

A 保育施設での保育時間は、認定時間内で必要な時間を利用していただくようになります。保育時間については、就労が理由でのご利用の場合、就労時間プラス通勤時間が基本となります。理由なく長時間の利用はできません。

Q4 月の途中で入所することになりましたが、保育料は変わりますか？

A 保育料は月額制となりますので、出席日数にかかわらず在籍していれば月額保育料がかかります。ただし、月の途中で入退所した場合は在籍日数による日額保育料となります。

Q5 標準時間から短時間へ変更すると保育料は変わりますか？また、いつから変わりますか。

A 保育を必要とする時間により「保育標準時間」「保育短時間」の保育料となります。ご家庭の状況により保育を必要とする時間に変更になる場合は、速やかに保育施設を通じて変更申請をしてください。保育を必要とする時間の変更事由が発生した翌月(月初日の場合は当月)から保育料を変更します。

Q6 職場が名取市外にあります。職場の近くの保育所等を利用できますか？

A 認可外の保育施設であれば利用可能です。認可保育施設は利用できません。
※地域型保育施設のうち事業所内保育施設(従業員枠)は利用可能です。



Q7 入所希望先は多く記入した方がいいですか？

A 入所の調整は希望先として挙げられている保育施設で行います。
(希望施設が限定されれば、その施設のみでの調整となります。)
決定すれば、毎日送迎をするようになりますので、ご家庭の状況において可能な範囲で、できるだけ多くの保育施設を記入することをおすすめします。

Q8 第1希望以外の保育施設に入所した場合、第1希望の保育施設に転所できますか？

A 年に1回、新年度の継続入所申込の時期に(12月~1月)転所希望について申請を受付し、可能となれば新年度の4月から転所となります。なお、入所可能枠の関係もありますので、必ず転所できるとは限りません。

Q9 名取市に引越しを考えています。転入予定での申込はできますか？

A 転入予定での申込は可能です。転入予定先(住所)を明確にしてお申しいただくようになります。入所できるとなった場合、入所日前には名取市内に住民登録をしていただく必要があります。入所日前に転入が確認できない場合、支給認定及び内定取消しとなります。

Q10 育児休業中に入所はできますか？

A 育児休業中は保育の必要性に該当しないため、対象外です。ただし、以下の場合は例外として入所可能となります。

- 1) 仕事に復帰する日の2ヵ月前からならし保育を行う場合は入所可能となっています。
- 2) 現在、お子さんが保育施設を利用して、育児休業を取得する場合、入所しているお子さんについては、育児休業中でも1年間は継続利用可能となります（新たに育児休業を取得したお子さんが認可保育施設に入所出来なかった場合のみ、6ヵ月毎、最長で育児休業取得中のお子さんが2歳になるまでの間は継続利用可能です）。

Q11 祖父母等が同居していても申込はできますか？

A 申込みできます。ただし、同居親族の保育を必要とする状況によって優先度が変わりますので、60歳未満の同居親族については、保育を必要とする旨の証明書の提出をお願いします。

※60歳以上の同居の親族等について、証明書等の提出がなくとも優先度は変わりません。

Q12 仕事を辞めました。保育所は退所しなければなりませんか？

A 仕事を辞めて、家庭での保育が可能な場合は退所となります。ただし、「次の仕事を探す」という場合は、支給認定事由を「就労」から「求職活動」に変更したうえで、退職の翌日から最大90日を経過する日の属する月の末日までは、継続して利用可能です。

有効期間内に就労ができなければ退所となります。

Q13 食物アレルギーがあるのですが、アレルギー除去食は実施していますか？

A 食物アレルギーに対しての除去食対応は、かかりつけ医による指示書をもとに栄養士と面接の上、可能な範囲で行っております。症状によってはお子さんの命にかかわる大切なことですので、必ず申し出てください。

Q14 バスの送迎はありますか？

A 認可保育施設では行っておりません。一部の認定こども園（3歳児以上）では実施していますが、決められたコース及び時間帯での利用となります。詳しくは施設にお問い合わせください。

保育期間早見表（令和 6 年度）

生年月日	R6.4.1 満年齢 (クラス)	小学校就学前までの保育の実施期間					
		0歳児まで	1歳児まで	2歳児まで (幼稚園・満3歳児)	3歳児まで (幼稚園・年少)	4歳児まで (幼稚園・年中)	就学前まで入所 (幼稚園・年長)
R5.4.2 生～ R6.4.1 生	0歳児	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31
R4.4.2 生～ R5.4.1 生	1歳児		R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31
R3.4.2 生～ R4.4.1 生	2歳児			R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31
R2.4.2 生～ R3.4.1 生	3歳児				R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31
H31.4.2 生～ R2.4.1 生	4歳児					R7.3.31	R8.3.31
H30.4.2 生～ H31.4.1 生	5歳児						R7.3.31

※ 受入可能月齢については、P9.10 施設一覧をご覧ください。